

既存道路施設へのペロブスカイト太陽電池の導入に向けた現地実証実験 公募要領

1. 公募の目的

道路脱炭素化推進計画（九州地方整備局：令和8年3月）に基づく太陽光発電施設の導入に向けて、道路空間を実証フィールドとし、道路管理に必要な電力の安定的な供給の可能性について実証実験を行うものである。

今回、令和8年度の現地実証実験に関する実証事業の提案を公募します。

2. 公募する実証実験の事業内容

九州地方整備局管内の直轄国道において、既存の道路照明灯及びガードレールにペロブスカイト太陽電池（フィルム型）を設置するとともに、自然エネルギーの発電量の測定や製品の耐久性や安全性等の検証を実施する。

（1）ペロブスカイト及び発電量計測装置の設置

ペロブスカイト太陽電池を既存の道路施設（照明灯に3m²程度、ガードレール3m²程度）に設置するために必要な設計及び自然エネルギーの蓄電池や発電量を測定するための設備の購入や製造をはじめとするペロブスカイト太陽電池の設置及び発電量の測定に不可欠な配線等の工事を行う。

なお、照明灯及びガードレールの場所については同一エリアを想定しており、現地実証実験における運用については、以下のとおりとする。

- ・道路照明灯への電力供給は蓄電池による自然エネルギーで運用し、蓄電池の残量が50%以下となった場合は、従来どおり、商用電源で運用する。なお、商用電源による蓄電池への充電は行わない。
- ・商用電源から自然エネルギーへの切り替えは、蓄電池の残量が75%に回復した時点で行う。

（2）自然エネルギー発電量の計測

検証期間中における時間あたりの太陽光発電量（施設毎）、蓄電池残量、照明灯使用電力量、自然エネルギー側使用電力量、商用側使用電力量を整理し、Co₂削減量等を算出する。

（3）製品耐久性・安全性等の検証

製品の耐久性について検証するとともに、週1回、飛来物（飛び石等）による太陽光発電施設の破損や発電量のデータ取得状況等について確認する。

3. 実証実験期間

実証実験期間は、令和9年3月31日までとする。

なお、上記2.（1）を令和9年2月28日までに完了し、（2）、（3）は令和9年3月1日から令和9年3月31日までを予定している。

4. 公募に関する要件等

以下の（１）～（４）の全ての要件を満たすもの

（１）実証実験に用いるペロブスカイト太陽電池（フィルム型）は、国内で製造されたもの、実証実験開始時点で商用化されていないものを使用すること。

※「次世代型太陽電池戦略（令和６年１１月次世代型太陽電池の導入拡大及び産業競争力強化に向けた官民協議会）」の考え方に即したものであること。

（２）予算決算及び会計令第７０条及び第７１条の規定に該当しない者であること。

（３）「暴力団排除に関する誓約事項（別紙１）」により誓約した者であること。

※複数事業者での共同申請も可とするが、その際は代表者を決め、本公募に係る申請その他の必要な手続きは代表者が行うこと。

（４）申請者及び連携事業者の全てが、応募資料の提出期限までに、九州地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

5. 費用に関する国の負担

国土交通省が負担する費用は、実証実験の施設等に係るものとし、内容は以下のとおりとし、限度額は５,０００万円とする。

なお、実証実験を行うための不足額は、申請者負担とするものとする。

○対象経費

経費区分	内 容
設計費	・ペロブスカイト太陽電池の設置に係る設計に要する経費
設備費	・自然エネルギーの発電量や蓄電量を測定するための設備等の購入、製造に要する経費
工事費	・ペロブスカイト太陽電池の設置及び発電量の測定に不可欠な配線等の工事に要する経費
計測、点検等費	・耐久性の検証やデータの計測、点検等に要する経費
その他経費	・実証実験を行うために直接必要なその他の経費

6. 申請方法等

（１）応募書類の交付機期間及び方法

応募書類の様式の交付期間と方法は次のとおりとする。

交付期間：令和８年８月３日（月）から令和８年８月２１日（金）

交付方法：電子データの送付

応募書類の電子データの送付を希望する場合は、予め（４）提出先まで事前に連絡すること。

(2) 応募書類及び作成方法

応募書類（別紙 1、別紙 2、別紙様式 1 等）は A 4 サイズとする。

なお、文字サイズは 10 ポイント以上とする。

(3) 提出方法

電子メール

※ファイルサイズは 10MB 以下にして送信してください。

(4) 提出先

福岡県福岡市博多区博多駅東 2－1 0－7

国土交通省 九州地方整備局 道路部 地域道路課 事業係

電子メール：qsr-douro_chiiki_jigyo(at)gxb.mlit.go.jp

((at) を@に置き換えてください)

電話：0 9 2－4 7 6－3 5 3 1

(5) 提出期限

令和 8 年 8 月 2 1 日（金）

※受付は 23 時 59 分までとします。

(6) 本公募に関する質問及び問い合わせ

質問及び問い合わせは文書（様式自由、ただし規格は A 4 判）により行うものとし、持参、郵送（書留郵便に限る）、電子メール（着信を確認すること）のいずれの方法でも可能とする。

なお、文書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及び電子メールアドレスを併記するものとする。

①受付先：(4) に同じ

②受付期間：令和 8 年 8 月 3 日（月）～令和 8 年 8 月 1 7 日（月）

持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の
9 時 15 分から 18 時 00 分まで

7. 選定方法

提出された事業計画書の内容について、次の審査基準に基づき審査を行い、道路技術評価委員会により採択事業者を決定します。（必要に応じてヒアリングを実施します。）

※複数の事業計画書の提出があった場合には、より事業効果の高い事業を予算額の範囲で採択しますので、すべての事業が採択されるとは限りません。

【審査基準】

要件審査	・ 申請書類に不備・不足がないか ・ ペロブスカイト太陽電池は要件を満たすものであるか ・ 実証実験の事業内容に沿った事業となっているか ・ 事業スケジュールの考え方が適切か
------	---

事業有効性審査	・設置場所及び設置方法は、ペロブスカイト太陽電池の特徴を活かした場所となっているか ・実証事業を実施するために適正な体制が確保されているか ・発電量の計測に関する計画は適切か ・製品耐久性・安全性の検証項目は十分か ・必要最小限かつ合理的な経費となっているか
---------	---

8. 選定結果の通知・公表について

(1) 審査結果の通知

応募書類の提出者に対して、選定または非選定の結果について文書で通知する。

(2) 選定通知の取り消し

- ①提出の通知を受けた者が、虚偽その他の不正な手段により選定されたことが判明したとき。
- ②選定の通知を受けた者から取り消しの申請があったとき。
- ③その他、選定通知の取り消しが必要と認められたとき。

9. 非選定理由に関する事項

(1) 上記8.(1)の選定されなかった通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない）以内に、既存道路施設へのペロブスカイト太陽電池の導入に向けた現地実証実験選定結果への異議申立書（様式は自由、ただし、A4判とする）を持参、郵送（書留郵便に限る）、電子メール（着信を確認すること）により、非選定理由について説明を求めることができる。

(2) 上記(1)の回答は、書面により行う。

(3) 非選定理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下のとおり。

- ①受付場所：6.(4)に同じ
- ②受付日時：通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない）以内の
9時15分から18時00分まで

10. その他留意事項

- 応募書類を提出する際は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙1）を承諾のうえ、提出しなければならない。
- 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- 提出期限までに担当部局に到達しなかった応募書類は、いかなる理由を持っても選定されない。
- 応募資料の作成及び提出、ヒアリングに要する費用は提出者の負担とする。
- 選定されなかった場合、提出された応募書類は当方で破棄する。

- 応募書類の提出後において、記載内容の変更は認めない。
- 選定された応募書類については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成 11 年 5 月 14 日、法律第 42 号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者から開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。
- 次年度以降、継続的に自然エネルギー発電量の計測や製品の耐久性や安全性等の検証を予定しているため、実証実験で使用した設備等については全て国土交通省に帰属するものとする。
- 実証実験の実施にあたり発生した事故やトラブル等について、国土交通省では一切の責任を負いません。